

令和7年度 後期選抜募集要項

福島県立磐城高等学校

〒970-8026

福島県いわき市平字高月7番地

電話(0246)23-2566

Fax(0246)23-5074

1 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

2 アドミッション・ポリシー

磐城高校では、次のような生徒を求めています。

- ① 自ら社会や自然の中に課題を見出し、その解決に向けて他者と協働しながら探究を進め、将来は様々な分野のリーダーとして社会に貢献したいという強い意志と高い志を持つ生徒
- ② 確かな基礎学力を有し、幅広い分野に興味・関心を持ち、自身の目標達成に向けて貪欲に努力する生徒
- ③ 本校の伝統である「文武両道」のもと心身を鍛錬し、学業とその他の活動をもって自己実現を目指すとともに本校の活性化に寄与できる生徒

3 募集定員

全日制の課程 普通科

募集定員 280 名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

なお、後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

4 出願資格

出願資格については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- 2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

5 出願方法

- 1 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- 2 上記1以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 出願期間

令和 7 年 3 月 17 日(月)から 3 月 18 日(火)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封の上、令和 7 年 3 月 18 日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

1 中学校卒業後及び卒業見込の者

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 令和 7 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、平成 31 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。
- (3) 受験票用紙（学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- (4) 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

2 上記 1 以外の者

- (1) 入学願書（上記 1 (1)に同じ）
- (2) 健康診断書（令和 7 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
- (3) 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- (4) 受験票用紙（学科名、志願者氏名を記入したもの）
- (5) 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

3 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

ただし、提出期間は、令和 7 年 3 月 17 日(月)から 3 月 21 日(金)までとする。

郵送の場合には、3 月 21 日(金)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

- 1 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

- 2 上記1以外の県外からの志願者は、この要項に示した「7 出願に必要な書類」の出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- 3 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、この要項に示した「7 出願に必要な書類」の出願書類のほかに上記2(2)の書類を併せて提出する。

10 願 書 受 付

- 1 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - (1) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - (2) 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出 願 先 変 更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

12 選 抜 方 法 ・ 選 抜 資 料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- 1 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績は点数化しないが内容を精査する。
- 2 面接 個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））を含む。面接については、点数化し、100点満点とする。
- 3 小論文 課題文を読み、自分の考えを論じる小論文とする。小論文については、点数化し、100点満点とする。

13 面 接 等 の 日 時 及 び 会 場

- 1 日 時 令和7年3月24日(月) 午前9時より
- 2 会 場 福島県立磐城高等学校

- 3 受付 午前 7 時 30 分より午前 8 時 15 分まで本校生徒昇降口で行う。
なお、受験場は当日指示する。
- 4 持参物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
ただし、下敷は使用できない。
なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類、検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと。
また、「ハンカチ」・「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は、試験開始前に監督者に申し出る事。
- 5 その他 控室で面接を待つ間の学習は許可する。

14 合格者発表

- 1 令和 7 年 3 月 25 日(火)午後 3 時以降に、本校で発表する。
- 2 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- 3 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 その他

- 1 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- 2 この募集要項に記載のないことについては、「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。